災害時におけるクレーン等の供給に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人全国クレーン建設業協会　滋賀支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害が発生した場合における移動式クレーンおよび運転士（以下「クレーン等」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等の災害が発生した場合において、甲が乙の斡旋する事業者の有するクレーン等を活用して迅速に対策を実施するため、甲から乙に対して行う応急対策業務の応援要請に関して必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　乙が、クレーン等の供給により実施する応援は次のとおりとする。

（１）　道路上の障害物（落石・倒木・車両等）の除去

（２）　上水道・下水道施設の障害物の撤去

（３）　県有公共施設等の応急復旧業務

（４）　応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理等

（５）　人命救助での障害物（倒壊家屋・土砂等）の除去（警察・消防・自衛隊等が従事する業務は除く。）

（６）　その他災害発生に伴う必要な業務

（応援の要請）

第３条　甲は、応援を要請する場合は、乙に対し次の事項を示して行うものとする。

（１）　被害の状況

（２）　実施場所

（３）　実施内容

（４）　その他必要な事項

２　甲は、前項に基づき乙に応援を要請するときは、応援要請書（別紙１）により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（実施）

第４条　乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り協力するものとする。協力する場合は、乙の会員の中から建設業法(昭和24年法律第100号)第３条の規定により国土交通大臣の許可を受けた者のうち、滋賀県内に主たる営業所を有する建設業者および滋賀県知事の許可

を受けた建設業者を担当会員として定め、応援業務応諾書（別紙２）を甲により報告する。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

２　乙は、前項による業務が完了したときは、速やかに甲に対し業務完了報告書（別紙３）により報告するものとする。

（応援体制の確保）

第５条　甲および乙は、あらかじめ応援要請に関する連絡窓口（別紙４）を定める。なお、連絡窓口に変更があった場合には、その都度相手方に文書で通知する。

２　乙は災害時に応援を速やかに実施できる体制を平時から確保するものとし、乙は乙の会員名簿を甲に提出する。

３　会員においてクレーン等の確保が困難な場合は、乙は一般社団法人全国クレーン建設業協会の協力を得られるよう努めるものとする。

（費用）

第６条　第３条の要請に基づき乙の斡旋する事業者が実施したクレーン等の供給に要する費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の費用については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

３　甲と乙の斡旋する事業者とは、甲の費用負担とする応援業務を実施するときには、速やかに契約を締結するものとする。

（損害補償）

第７条　この協定に基づき、乙の斡旋する事業者が実施する業務に従事した者が本業務において死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または心身に障害がある状態となった場合の災害補償については、原則として、乙の斡旋する事業者の責任において行うものとする。ただし、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年３月25日滋賀県条例10号）」が適用される場合は、甲が補償する。

（協定の期間および更新）

第８条　この協定の有効期間は、令和２年３月17日から令和２年３月31日までとする。

２　期間満了の日の１ヶ月前までに、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、引き続き同一条件で、この協定を一年間更新させるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第９条 この協定に疑義が生じたとき、または定めのない事項で、協定実施について必要な事項は、甲と乙で協議して定めることとする。

（適用）
第 10 条 この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、記名押印の上各自１通を所持する

令和２年３月 17 日

甲　滋賀県大津市京町四丁目１番１号

滋賀県知事　三日月　大造

乙　滋賀県犬上郡豊郷町八町 803
一般社団法人全国クレーン建設業協会　滋賀支部

滋賀支部長　土沢　健一

（別紙１）

応援要請書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人
全国クレーン建設業協会　滋賀支部長　様

滋賀県知事

災害時におけるクレーン等の供給に関する協定第２条に基づく応援を次のとおり要請します。

（１）被害の状況

（２）応援内容

（３）実施場所（所在地等）

（４）その他

担当者	所属		氏名		連絡先	

（別紙２）

応援業務応諾書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

一般社団法人全国クレーン建設業協会　滋賀支部長

令和　　年　　月　　日付けで要請のあった応急対策業務については、次のとおり実施します。

（１）応援内容および実施場所
・内容

・場所（所在地等）

（２）応援を実施する担当会員等
・担当事業者
・担当者
・連絡先

（３）その他

担当者	所属		氏名		連絡先	

（別紙３）

業務完了報告書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

一般社団法人全国クレーン建設業協会　滋賀支部長

令和　　年　　月　　日付けで要請のあった応急対策業務については、次のとおり実施しましたので報告します。

（１）応援内容および実施場所
・内容

・場所（所在地等）

（２）実施した担当会員等
・担当事業者
・担当者
・連絡先

（３）実施期間

（４）その他

担当者	所属		氏名		連絡先	

（別紙４）

連　絡　窓　口

【　滋賀県　】

１　連絡責任者

所属	
役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	
メールアドレス	

２　時間外および休日の場合の連絡先

項目	第１連絡先	第２連絡先	第３連絡先
所属			
役職・氏名			
電話			
携帯			
FAX			
メールアドレス			

３　勤務時間および休日

・勤務時間　：

・休　　日　：

【　一般社団法人全国クレーン建設業協　滋賀支部　】

１　連絡責任者

所属	
役職・氏名	
電話	
携帯	
FAX	
メールアドレス	

２　時間外および休日の場合の連絡先

項目	第１連絡先	第２連絡先	第３連絡先
所属			
役職・氏名			
電話			
携帯			
FAX			
メールアドレス			

３　勤務時間および休日

・勤務時間　：

・休　　日　：